

※当該事業の要望書については、補助事業者の所在地を所管する経済産業局へ直接提出してください。

事業の内容

事業の概要・目的

東日本大震災により被害を受けた商店街等は、未だ中小小売商業機能が回復しておらず、厳しい状況が続いています。

今回、地域コミュニティの担い手である商店街等において実施する被災した商店街等に賑わいを創出し活性化を図る取組、被災した商店街等と連携して行う取組や被災した商店街等を支援する取組を支援することで、地域商業の活性化及び地域に賑わいを創出することを目的とします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国



補助

商店街振興組合、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、民間事業者等

○補助率 (1) (2) : 定額 (10 / 10)
(3) : 2 / 3

○補助額 上限 : 1,000万円
下限 : 100万円

事業イメージ

(1) 被災した商店街等の活性化を図る事業

被災した商店街等が観光客を誘致する等の復興イベント等を実施し当該商店街等の活性化を図る事業



(2) 被災した商店街等が他地域と連携して行う事業

被災した商店街等と被災地域以外の商店街等が連携して行う復興市等の共同販促イベント等を実施する事業



(3) 被災していない商店街等が被災地を支援する事業

空き店舗を活用し被災した地域の地域資源を販売するアンテナショップを設置・運営等を実施する事業

